

竹原市総務文教委員会

令和元年12月12日開会

会議に付する事件

(付託議案)

- 1 議案第60号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について
- 2 議案第61号 竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例案
- 3 議案第62号 竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例案
- 4 議案第63号 竹原市附属機関設置条例案
- 5 議案第64号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 6 議案第65号 竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第66号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第67号 竹原市歴史民俗資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第70号 竹原市伝統的建造物設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第72号 令和元年度竹原市一般会計補正予算（第3号）

(行政報告)

- 1 竹原市防災ハザードマップの作成・配付について

(その他)

- 1 今後の所管事務調査について
 - (1) 次回委員会の開催について
 - (2) 閉会中の継続審査の申出について

(令和元年12月12日)

出席委員

氏 名	出 欠
今 田 佳 男	出 席
下 垣 内 和 春	出 席
松 本 進	出 席
吉 田 基	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席
山 元 経 穂	出 席

委員外議員出席者

氏 名
井 上 美 津 子
堀 越 賢 二
高 重 洋 介
竹 橋 和 彦

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局主事 森 田 愛 美

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	田 所 一 三
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏
総 務 課 長	岡 元 紀 行
財 政 課 長	向 井 直 毅
危 機 管 理 課 長	堀 信 正 純
教育委員会教育次長	中 川 隆 二
教育委員会教育振興課長	堀 川 ちはる

午前9時58分 開会

委員長（今田佳男君） ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第4回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（田所一三君） 改めまして皆さん、おはようございます。

本日は、委員長をはじめ委員の皆様方におかれまして、お忙しい中、委員会を開催していただきましてありがとうございます。

本日は、議案第60号から議案第67号、そして議案第70号、議案第72号の10議案、会計年度任用職員あるいは補正予算案等の議案がございます。これから担当職員から説明させていただきますので、どうか慎重な審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の順序につきましては、付託議案審査順序表のとおり行ってまいりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 異議なしと認め、そのようにとり行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第60号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 失礼いたします。

議案第60号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について、その内容を御説明いたします。

参考資料の7ページをごらんください。

1の提案の要旨でございますけれども、本議案につきましては関係地方公共団体と協議

の上、広島県市町総合事務組合から構成団体であります甲世衛生組合が脱退すること及び広島県市町総合事務組合規約を変更するものでございます。

2の規約の変更の内容でございますが、こちらは組合を組織する地方公共団体から甲世衛生組合を規約より削るものでございます。

このたび甲世衛生組合が解散することに伴いましての提案でございます。この規約の変更期日については、令和2年4月1日でございます。

議案第60号については以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第61号竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例案及び議案第62号竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例案を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 議案第61号及び第62号をあわせて説明をさせていただきます。

議案書では、9ページから及び17ページからとなっております。

まず、議案第61号竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例案及び議案第62号竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例案について、その内容を御説明いたします。

まず、議案参考資料の9ページをお開きください。あわせまして本日別にお配りをしております1枚の資料、こちらにつきましてはパートタイム会計年度任用職員とフルタイム会計年度任用職員におきまして、それぞれ制度が……。

委員長（今田佳男君） ちょっと待ってください。今課長が言われているのは郵送した書類で、よろしいですか。では、続けてください。失礼いたしました。

総務課長（岡元紀行君） 資料をお配りしております。そちらも、あわせてごらんいただければと思います。よろしくお願いたします。

それではまず、議案参考資料の9ページをごらんください。

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されまして、臨時、非常勤職員の任用根拠の明確化また適正化が図られることとなります。これに伴いまして、これまで本市におきまして任用してまいりました非常勤職員等につきまして、特別職の非常勤職員など一部の職を除きまして令和2年4月1日に新たな任用制度であります会計年度任用職員へ移行するものでございます。議案第61号におきましては、改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関して必要な規定を整備するものでございます。また、議案第62号におきましては、改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定するフルタイム会計年度任用職員の給与等に関し必要な規定を整備するものでございます。

まず、議案第61号の条例の内容につきましては、こちらは常勤職員の勤務時間よりも短い時間で勤務するパートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償について定めるものでございます。

条例の内容の主な点につきましては、まず1点目といたしまして報酬につきましては、その職により出勤の日数や勤務時間がそれぞれ異なることから、その勤務形態に応じて月額、日額及び時間額により定めるものでございます。

次に、その報酬を定めるための基準となる額についてでございます。これはこの後に説明いたしますフルタイム会計年度任用職員の給料表及び職務の分類を適用いたしましてパートタイム会計年度任用職員の職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を照らした上で勤務時間等に応じて決定するというものでございます。

3点目といたしまして、報酬以外、それ以外の給与についてでございますが、パートタイム会計年度任用職員への手当相当となる報酬といたしまして特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬をそれぞれ支給の対象となる勤務が発生した場合に支給をすることとするものでございます。

また、4点目といたしまして、任期の定めが六月以上で一定の条件を満たす場合には、給与条例の定めを準用いたしまして期末手当を支給するというものでございます。

5点目といたしまして、通勤に係る費用の弁償につきまして、こちらも給与条例の規定を準用して支給をするものでございます。支給額につきましては、職員の通勤回数等を考慮して決めていくということとしております。

6点目に、出張に係る費用につきましては、職員等の旅費に関する条例における旅費の

例によって支給するよう規定をするものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

次に、議案第62号竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例案について、その内容を御説明いたします。

議案参考資料の11ページをごらんください。

議案第62号の条例の内容につきましては、常勤職員と同一の時間で勤務するフルタイム会計年度任用職員の給料及び手当について定めるものであります。

条例内容の主な点につきましては、まず1点目といたしまして給与の種類につきましては給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当を支給するものでございます。

2点目といたしまして、フルタイム会計年度任用職員の給与につきましては、議案でいきますと21ページになりますが、そちらに掲げる別表1のとおり定めるものでございます。

なお、この給料表につきましては、常勤職員の給料表を準用したものでございます。

次に、3点目といたしまして、会計年度任用職員の標準的な職務の内容や職務の級につきましては同じく議案24ページに掲載をしております別表2のとおり定めることとしております。こちらはその職の複雑さ、困難さ、責任の程度に基づきまして分類をするものでございます。一般事務職につきましては1級、専門職につきましては1級及び2級の給料表を使用するものでございます。先ほど御説明しましたパートタイム会計年度任用職員の報酬額につきましては、ただいまの別表1及び別表2を適用して決定するものいたします。

次に、4点目の期末手当につきましては、給与条例の規定の例によりまして任期の定めが6カ月以上のフルタイム会計年度任用職員を対象とするというものでございます。

以上の条例案につきまして、施行期日につきましては令和2年4月1日ということでございます。

議案第61号及び議案第62号の説明については以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより2議案一括して質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 今議案第61号、62号の説明がありました。関連議案としては6

4, 65までになろうかというふうに思いますので、それを踏まえて質問してみたいというふうに思います。

今説明があったのと、それと以前ちょっと資料で説明されて、今おられる竹原市の職員で臨時、非常勤特別職が何人おられるのか、それでこの間説明があったのはその新しい今度は制度になって移行するということが、確認を含めて質問なのですが、300人でその財源といいますか、ボーナスとかいろんな財源が初年度で4,000万円だったかな、というのがあったような気がするので、その確認をまず最初にしてみたいと。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） まず、現在の臨時、非常勤職員の人数等の状況という御質問でございますが、まず特別職ということでございますが、この中には選挙の投票管理者ですとか統計といった毎年審議や協議が行われないという職務もございまして、また無報酬の職務を含めると、その全体についてはちょっと細かな数はつかんでおりませんが、本年度の報酬等での予算上の職員の人数といたしましては約1,300人が特別職ということでいらっしゃいます。そのうちいわゆる非常勤の特別職ということで、こちらが約900人ほどいらっしゃいます。これは審議会とか調査会、こういったものでございまして、こちらが非常勤の特別職に移行するものの職でございまして、残りのうち、今回の会計年度任用職員の移行に当たりまして見直しを行ったもの、これつまり委託ですとか廃止、業務内容を見直したもの、そういった方を除きまして約300人が来年度会計年度任用職員へ移行する見込みであるというふうに考えております。

そして、財源の質問ということでございましたが、新たな会計年度任用職員制度ということで大きく変わる点といたしましては、期末手当の支給ということが大きく変わる点であろうかと思っております。そちらが新たに支給されるということで、来年度の当初予算といたしましては約4,000万円の増が見込まれるというふうに考えております。その財源につきましては、今回の方でも会計年度の任用、また勤務条件の取り扱いについてはこれらの状況についてはフォローアップ、調査を行うとともに、新たに支給すべき期末手当の所要額調査、こういったものを行い、地方財政措置については適切に検討を進めていくということで伺っているところでございます。まだ具体的なそういったものは示されてはおりませんが、現在の状況としてはそういった状況でございまして、よろしく申し上げます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私が心配するのは、ボーナスとか手当の引き上げというのは否定し

ようがないのですけれども、心配するのは、本来地方公務員法をちょっと見てみますと地方公務員法では公務ですね、竹原市のそういう公の仕事、公務は任期の定めのない常勤職員を中心とするということが大原則にあると思うのですね。それで、これを基本にしながら今回の新しい制度、会計年度任用の制度になれば、そういった非常勤とか、そういった正規でない人を固定化するのではないかというのが大変心配するわけですね。それで、今具体的に対象になる人数のことは300人で、予算は確かに手当とかで4,000万円ということで言われましたけれども、こういった先ほど申し上げたような公務というのは原則常勤職員で中心とするということが地方公務員法で明記されているわけですから、ちょっとここで聞きたいのは新しく会計任用制度で従事する人の職務ですよ。いろいろさっき説明もありましたけれども、基本的にはそういう会計年度任用制度の職員というのはあくまでも臨時的といいますか、臨時的、一時的にその職務、それを明確にする必要があるのではないかなと思いますけれども、この点はどうなのでしょう。その任用制度は300人いく、この方なんかは臨時的、一時的と明確にする必要があるし、もう一つはその関連なのだけれども、本来さっき言った常勤職が原則だと、中心だということを言いましたけれども、新しい制度にかわってその中で常勤職に正規の職員に採用されることは担保されているのかどうか。そういった会計年度になったけれども、今までの経験とかいろんな条件を踏まえて正規職員への採用をする道は残されているのかどうかをちょっと聞いておきたい。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 会計年度の任用でございます。当然本来の業務につきましては、任期の定めのない正規職員が行うものであるという認識でございます。その中で、今回の会計年度任用職員の従事する職務につきましては、一般職で申しますと定形、もしくは定例的な業務、または補助的な業務を行うという職務として限定をさせていただいております。そうした中での業務ということで、補助的な部分が大きな部分になろうかと思っております。その会計年度が一般的な正規職員に取ってかわるという部分の御質問もございしますが、こちらにつきましては任用に当たりまして基本的な考え方といたしまして民間委託の推進等でありまして、業務改革を進めまして、簡素で効率的な行政体制を実現することを目指すべき、これは国の考え方なんですけれども、こうした中で現に存在する職員を漫然と存続するのではなく、職の必要性を十分吟味した上で適正な人員配置に努めるべきことと、こうしたことが定められております。当然本市におきましても、そういった

部分を現在の職については今後調査をいたしまして適正な人員配置ということになるように努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

委員長（今田佳男君） あともう一つ、正規採用になり得るかという。

総務課長（岡元紀行君） 失礼いたしました。

正規職員につきましては、任期の定めのない職員の採用でございます。今回の会計年度任用職員の制度の任用方法とは全く異なっておりますので、そちらとは全く別という形で御理解いただければと思います。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 要するに正規職員への採用は不可能だというふうな認識ですね。ですから、私がちょっと心配するのはこういった本来、今度国会の審議されて法律ができる時にも4つの附帯決議が出されておりました、改めて見ますと。その中には改めて確認しているのは、公務の運営というのは正規職員が原則ですと、今おたくの方の説明もそういう認識だということで、仮にこういう会計年度任用、いろんな分でそういう制度ができた場合でも、先ほど私言ったのは臨時的、一時的な明確にしておかないと、先ほど私が気になったのは、補助的な業務ということはいろいろ今までやってこられたと思うのですけども、補助的な業務ということになればそれがずっと継続されて本来この臨時的、一時的に限定した採用のはずのことが、再任用ということは必要なところも出てくるのですけれども、私が心配するのはそういう不安定の非常勤が継続されて雇用することになりかねない制度になってるのではないかということが心配で、業務の臨時的、一時的に明確な業務というのですか、これをやっぱり聞いたのだけでも、補助的な業務ということは言われるのだけでも、それが継続されるというのがちょっと心配なので、そこは補助的な業務でこういった会計年度任用される補助的業務に従事する、そういった人の分の限定というのですか。だからそれは逆に言ったら非常勤でまたすぐ1年で首を切るのかという意味ではないのですけども、私はさっき言った正規職員が原則だと、しかしそういった採用、新しくなってもそういう正規職員の採用の道があるのかということ、もう言われたのは、ないということでしたから、だから逆に心配するのはそういった不安定の状況でそれがずっと継続される心配があるのではないかということについてはどうでしょうか。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） まず、今回の会計年度任用職員制度ということでございます。

この名称のとおり今回の任期、任用期間につきましては会計年度、いわゆる4月から3

月までということでございますので、これを漫然と継続していくということではございませんで、その会計年度の任用の中でそれ以降、その職の必要性というものは十分吟味した上で継続していく必要があるものについては任用回数は定めるものではございませんので、必要があればできますが、それが必要でないということになれば、当然見直しというものをしていく必要があると考えております。また、不安定雇用ということでございますけれども、今回の改正に伴いまして大きな改正点といたしまして期末手当の支給というのも一つ大きな改正点であろうと思います。また、給料につきましても、正規職員の給料表を使用しての給料表になっております。これまで全国的にそういった雇用の賃金等については、それぞればらばらであったものを給料表の一つ明確にした上での雇用ということですので、大きな改善といえますか、なっているというふうには認識をしているところでございます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今のちょっと気になるのは、原則この会計年度は1年間が雇用が限度ですよ、それ今言われた。それで、私が気になっているのは業務の補助的な業務に従事して、それが継続させる可能性ということもちょっと心配したのですが、本来だから基本的には例えば来年度1年間法律が4月から1年間やった場合で、再来年の1年後ですか、その場合ではどういふのですか、原則1年の雇用ですから、だから300人がそういう分で新しくなる、そしてこの1年間でやってみて、それは今度は再来年の話かもわからないけども、それ1年間働いてもらってみる、そこでの採用、原則はそこで解雇というのが原則になるわけでしょう。そういうふうには理解していいのですか。その場合、その業務がうまく回るのかなというのはちょっと心配で、そこらを聞いておきたい。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 今の会計年度任用職員の多くでございます。一般事務の部分もございまして、専門職的なところもございまして。実際その専門職で運用している、例えば保育現場であるとか、そういった部分につきましては1年が任期ということではございませぬけれども、現実的なところと申しますと2年目以降についてもその職というものは当然必要となってくる部分があるかと思っております。当然正規職員が担う部分もございまして、休暇の代替でありますとか、そういった補助的な部分もございまして、そういった部分は引き続き現実的にはそういった職が必要となってくる部分だと思っております。

ただ、正規職員が担うべきであるところについては当然見直しを行って正規職員で対応

していくというのは原則，考え方としては持っておりますので，変わらないということで御理解いただければと思います。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっとそこはどうもひっかかるところで，できれば副市長がおられるので御答弁いただければと思うのですが，私が心配しているのはこの会計年度の制度というのはやっぱり1年が原則だということで，その300人対象になって，それを1年後解雇するのかということでお尋ねしたのですけれども，しかし実際問題はそうしたことを実行した場合は竹原市の業務がなかなかうまくいかないというのは誰が考えてもわかると思うのです。ですから，具体例として今保育士とかというのがありましたけれども，それはなかなかそう簡単に解雇してはいけないし，そういうすべきではないというのが前提なのですけども，しかしこの新しい制度の仕組み上はやっぱりそうなっているわけですね。ですから，私が心配したように本来は常勤職員で対応しなくてはいけない公務，公の仕事なのだけれども，現実的にはこういった保育士の例が今あったように非常勤とか不安定な雇用の分で対応することになると，であれば1年なら1年の分でまたいつ首切られるかわからないよと，原則は1年で解雇しなくてはいけないよということになる，一方では保育職員の例がありましたけれども，現実問題はやっぱり再雇用をしなくてはいけない，一つの矛盾があるわけですよ。ですから，そこをちょっと法律はそうなっているわけなのですけれども，私が確認しておきたいのは本来そういった地方公務員の仕事というのですか，公務の仕事というのは常勤職員が大原則だということから見たら大きくやっぱり外れるというのは大変心配なところがあって，それをカバーするために正規職員への採用なんかはどうなのかと，窓口，手順，可能性はどうなのかというと，それも窓口がないということでは現実問題として，この制度に踏み出したら不安定雇用を継続するということになりはしないかということについてちょっと聞いておきたいと。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 先ほど来，総務課長も御説明申しておりますし，委員の方からもございまして，公務の運営については任期の定めのない常勤職員を中心とするという，これは前提というのがございます。先ほど委員の方から解雇というお話もございますが，あくまで任期が定めている中で，これは現在の常勤的非常勤職も一定には任期を定める中で勤めておりますし，期間が満了ということでございますので，そこで解雇というのではございません。職によっては継続性のあるものもございまして，単一の年度でその事

業等が完了すれば当然そこで業務は完了ということでございますので、その任期を満了をもってその職については一旦は終わるというものでございますので、先ほど保育所等の例もございましたが、そういった継続性のものも含めまして1会計年度終了とともに更新ということになるかと思いますが、人がかわる場合はあるかもしれませんが、その職は残るであろうということでございます。この会計年度任用職員ができたのは、もともと御存じのように働き方改革、この実行計画の中でちょっと私が記憶しておりますのは同一労働同一賃金などの非正規雇用の処遇改善というのが大前提となったと思っておりますので、そういった中で今回非常勤であります、一般職ということでその身分も変わったということでございます。そういった意味でも、期末手当の支給というのも新たに加わったということでございますので、また制度が変わりまして服務規律の方でも我々同様適用範囲も定められたということもございますので、総合的に考えまして委員の方からいろいろ御心配、御指摘いただいていることもあろうかと思いますが、今回任用根拠が明確化、適正化というのが大前提でございますので、その制度の趣旨は踏まえまして我々も取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 同じ繰り返しになって、ちょっと指摘になるかもわかりませんが、本来その1年限定して雇用ということが大原則ですから、先ほど言った保育士とかという専門職の分では確かに1年で、本来常勤で任期がないというのが大原則というのからしたらどうしても矛盾するわけですね。それとその保育士なら保育士の分が今例が出ていますけれども、それは人の配置ということも大切なのですけれども、いろいろ専門職という、いろんな経験を積んだり、そういったそこでの集団でのいろいろ職務の継続というのですか、質の向上とか、そういった面ではそういう経験豊かな人がやっていくのが大切なことで、そこから私は大変こういう制度の問題点が浮き彫りになっているということでは指摘せざるを得ません。

それで、あともうちょっと最後の質問にしますけれども、こういった移行に当たっての会計年度の職員、新制度に対象になる職員はこの移行に当たって不利益があってはいけないというのは附帯事項の4番目にもあります。そして、適正な勤務条件の確保とか、あともう一つは先ほど財政の問題がありまして、そこだけはちょっと確認しておきたいのですけれども、先ほど国はいろいろ調査なり調べて適切な財政措置を行うというふうな話が

あって、それは本来そこは当然なのだけれども、大変気になるのは先日中国新聞でしたか、府中町の職員のボーナスと給与の減額、ボーナスもどうか、その逆だったかもわかりませんが、要するに財源を確保するために現職の職員の犠牲を強いるというような新聞報道ではそういう見方になるわけですが、そういったことがあってはならないというふうな、こういう国の、これは国に関わる問題かもわかりませんが、竹原市としてはそういったこの間府中町であったような心配はないというふうに確認だけしておきたいのですが、よろしいでしょうか。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 財政的な理由での任用制度の対応ということでございますが、国の方も改正の趣旨といたしまして財政的な状況を理由にした制度を設計というものはしないようにということも当然出ております。確かに本市におきましては、今財政健全化計画というところでの取組を進めている中での今回の制度の移行ということで、確かに影響というものはございますが、全国的な一斉の制度の移行であるということですか、また一部の専門職におきましては職員の確保が困難な状況というのもございます。そうした中からも、一定の基準は確保しなければならないと考えているところであります。具体的には、現在のいらっしゃる方につきましては、その水準というものは確保していこうというところであります。まだ細かなところは決定はしておりませんが、そういったことでございます。また、今の期末手当につきましても、本市におきましては職員の給与条例に定めます期末手当の率というものの規定を使っての支給ということでございますので、先ほどの他町のような状況ではないということは申し上げておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 何点かお尋ねしたいと思います。

先ほどこれ課長、総務企画部長からも説明がありましたように、解雇ではないですよ、任期が切れても、契約期間の終了ということで、それは仕方のないことだと思うのですが、契約が一旦切れる、継続したいとしてもこれは1年ごとに、たしかまた試験を実施するという解釈でよろしいですか。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 委員がおっしゃるとおり、解雇ということではございません。名称のとおり会計年度ということでございますので、1会計年度の任用ということでござ

います。しかしながら、その翌年度におきましても状況によりましたら再び任用することについては制限を設けないということになっております。しかしながら、再度任用する場合におきましては制度の中といたしましても人事評価でありますとか、そういう一般的な能力的な実証を確認をした上で、その職としての継続が可能であるというような条件を確認をした上で再度の任用という形にするのは前提となりますので、そういうふうにご考えております。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） ということは、先ほどからも答弁にもあるように、やはり法の趣旨にのっとっていると思うのですよね。今回やっぱり地方自治体の臨時や嘱託を含めた、そういう非常勤というのの雇い方というか、その基準が曖昧だということで、今度はそれを明確にしていかなければならないと、もう一つはやはり働く方の待遇改善ということで働き方改革にも適していると、それで先ほどからもちょっと議論もありましたけど、原則正規でやって非常勤ではなく原則正規でやるなら、逆に言うと、私だったら非常勤は要らないのではないかと、正規の職員だけでやってもいいということにはなりますけど、でも現実問題そうはいかないから非常勤を雇っていると。それともう一つ大きな問題なのですが、先ほど財政健全化計画という話もありましたけど、これ非常勤を雇うといっても資源はどこかといったら確かに国からの交付税算定もありますけど、市民の大切な税金なので、そこはやっぱり国の法の趣旨に基づくように非常勤の職員を雇うのであれば、その厳格性ですか、本当に今の竹原市の業務において非常勤が必要か必要でないかということもはっきり分けて雇っていかなければならないと思いますし、先ほどの府中町の例を私の言葉で言いかえて言ったら人件費総額性ということもありますけど、これも一つ将来竹原市がどうなるかというのは今の時点では、今は採用しないけど今の時点ではわからないと言いますが、ある意味雇用を確保するのだったらワークシェアリングとして必要な意味にも出てきますよね。雇用をとるかという問題に関して言えば、非常に重要なことだと思うのですよ。同一労働同一賃金の趣旨にも合うと、必ずしも何というのですか、制度がおかしいとかという話ではないのですよね。だから、今回これ会計年度任用職員をやろうとしていることというのは、私はいいことだと思うのですが、その辺の趣旨を踏まえて総務企画部長あたりから答弁をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） いろいろ意義のあるお話いただきまして、要するに必要性

ということもございまして、先ほど来御説明申しておりますけど、現在いらっしゃる職を漫然と継続ではなくて当然必要性を説いた上で十分吟味した上での人員配置ということでございます。これまでも我々常勤職員だけでなく、現行の臨時非常勤職員、多様な雇用形態を活用しながら業務は遂行しておりますし、その考えは任期の定められない常勤職員を中心としながらも、その行政運営は必要であろうと思っております。また、財源も大変な問題でございまして、今回制度が切り替わったということで財政収支見通しに当然この会計年度任用職員に要する経費も見込んだ上での財政収支見通しは出しておりますが、さりとてそうはいいながらも有効的に活用ということになりますと全てが全て任期の定めのない職員で行政運営が図られれば一番よいのかもしれませんが、そうは申しましても総額的なこともございまして、財政的に大変厳しい中でそれは難しいのも当然わかっている中でこの制度、来年4月1日からということですが、現実的には平成29年から法律が変わって施行日ももう示された上でのこの制度、どう運営していくかという中で今回条例案として提出させていただきまして、委員の方からもお話ございましたが法の趣旨にのっとりましてそこを原則前提としながら雇用の確保の面のお話もございましたが、そういった点も踏まえての今回制度導入でございますので、その点は踏まえてまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） ありがとうございます。

雇用と財源ということは当然全てがバラ色というわけにはなかなかいかないわけですね、これ現実問題として。明日も全員協議会もありますが、財政健全化計画という一つのものもある、そんな中でやっぱり非常勤職員の雇用のあり方というのも働き方改革も含めて、どっちから見ても市民の理解を得られるような形にしていかなければいけないと思いますので、今部長の答弁にもありましたように、今までも必要に応じて非常勤を雇用してやってきたということで、よりそういう意味では厳格性を持ってこれから会計年度任用職員の制度について臨んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑ありませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） ありがとうございます。

法の趣旨にのっとりということでもあるので、お伺いしたいのですが、これ現実

に官製ワーキングプアになっている、対象になられている方たちも多くおられて、正規が少なくなって、そして非正規の方がもう何十万人も増えているという実態で、それの上で働き方改革で同一労働同一賃金ということになっていると思うのですが、本市の状況なのですが、いわゆる180万円とか200万円ぐらいの金額で本当にワーキングプアになっていないか、休みもなく休暇制度もなく、ワーキングプアの状態があるのかどうかというのをまず1点お伺いしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） ワーキングプアのちょっと定義というのが、私も不勉強で申しわけありません、金額的なところも理解しておりませんが、今回の会計年度任用職員の制度の導入ということでございまして、この中で大きな違いといいますのはやっぱり常勤と非常勤ということで任用の形態が違っている。この中身といたしましては与えられた職務の内容や責任が常勤職員と異なっていると、こういうことからして比較することというのは難しい部分もあろうかと思います。ですが、常勤職員と同じ給料表を使用いたしまして、また期末手当についても同率で支給をさせていただくと、その支給率も同じである、ただ勤務時間等がその業務によって異なってくるという部分はございますけれども、これまでの常勤職員との差というのは大きく改善されているというふうには理解をしております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） やっぱり総務としてはその現状ですよ、働いている方たちのワーキングプア状態でどうかというのを、まずそこがすごく大事な点ではないかなと思うので、課長が御答弁できなければまた部長に答弁していただきたいと思うのです。実態がどうなのかというのは私たちが聞きたいことであって、国の制度が変わるからそのまま移行していく、働く側としたらボーナスは出るし、有休もとれるからいいのではないかと、ただ単純なそういう問題ではなく、これも1年間の会計年度だということでもあるし、ましてや1年後には審査もあるということと、それと業務評価もあるということも加えると、ではその方たち300名ってさっきおっしゃいましたけれども、この300名の方たちに聞き取り調査を行われたのかどうか、お伺いしたいと思います、継続していくために。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 今の調査という部分ではございますが、それぞれの個々の職員

に対しての調査というものは申しわけない、行っておりません。それぞれの所属におきまして、来年度以降の職の必要性というものが十分吟味をしていただくようにということで調査を行いまして、それぞれの所属長の方から聞き取りを行った上で、その上で必要な職ということで今回約300名というものを実施していこうというふうには考えております。その中で、過度の勤務にならないようなところでは考えていきたいと思っております。これまでの勤務以上に仕事がハードになるといいますか、そういったものではなく専門性とかを発揮していただければというふうに考えております。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 済みません。ちょっと補足させていただきますと、委員の方から先ほど現状の把握等という話もございました。臨時、非常勤職員につきましてはこの間ちょっと総務課長からの説明はございませんでしたが、当然職員団体との協議も踏まえてこの条例案の提出でございます。臨時、非常勤職員も常勤職員の給料をもとにして賃金日額と報酬等も定められている面もございますし、また勤務条件といたしまして休暇の面につきましても協議の上で取り扱いを凶っております。現状の把握ということで、それぞれ労使の協議の中では実態等も踏まえての御意見等もいただいているということでございます。それが全てが全てかなえられるものではないと思っておりますが、労使で協議しながら進めているというのはちょっと御理解いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） ワーキングプアはどうなっていますか。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 官製ワーキングプアの話はちょっと総務課長の方から話もございましたが、現実的な実態の把握というのはしておりませんが、ただこの先ほど申し上げました労使協議の中でそれぞれの組合員の方とか職員の方の思いというのもありますし、勤務時間によつての給料ないし報酬の支給ということもございます。各種手当も今回支給する中で、その点につきましては今時点でどうなのかというのは正直申しまして状態は十分な把握はできていないと思っておりますが、本日の御意見、御指摘を踏まえて、その点はまだ3月までちょっと時間がございますけど、その点踏まえての取組は進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 本当に実態というのがやっぱり大事なことなので、働いていただいている方たちの現状というのはすごく大事なことだと思いますので、実態把握をお願いしたいと思います。

それと、財源ということで会計年度、この説明を受けた時には当初は令和2年だと4,000万円、先ほども質問がありましたけども4,000万円の増で、本格的実施になる3年になると7,000万円ぐらいかかるだろうということだと思いますけども、一方でこういった会計年度採用というのを取り入れるということが先ほど課長が言われていた説明の中にもあったように、業務委託、民間委託というものも検討しないといけないのではないかなということがあると思うのですけれども、その点についてどのようにお考えなのか、お答えできる範囲で結構ですので、教えていただければなと思います。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 今回の会計年度任用職員の導入に当たりまして、今の御指摘、民間委託についても当然今の現在の職をそのまま移行するということではなく、民間委託等見直しできるものについても協議、確認といたしますか、各所属の方をお願いをしました。その結果、幾つかの職場の中の部分につきましては業務委託することが可能である、それも本来もう実施しなくてもいいというものを含めてですけれども、そういったものも具体的なものとしては提案上がっております。それは来年度実施をしていこうというふうに考えております。このほか、今後におきましても、まだこれからということでございますけれども、さらに民間の活力活用したことでうまく業務が進めていかれる部分については、さらなる検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） パートタイムは特にバリエーションが広いので、そういうところがしっかりと審議していただくことが必要ではないかなというふうに感じております。

それと、これも確認なのですけども、年齢制限ですよ、地方公務員法の13条をもとにしてお伺いしたいのですけども、年齢制限はどうか、お伺いしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 今回の地方公務員法の改正に伴いましてのこの会計年度の制度でございます。この中で、年齢の制限については本来制限するものではないということでございますので、今後採用、任用する際にはその年齢といったもの、そのほかの状況もご

ざいますが、年齢、性別、そういったものについての中での任用ということには一切しないということが条件でございますので、その方向で進めてまいります。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 済みません。一問一答なので、申しわけありません。

服務規律なのですけれども、この服務規律にここに書いてあることをもう少しわかりやすく7つ、8つあると思うのですけど、もう少しわかりやすく御説明いただければなと思います。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 服務規律についての御質問でございます。

前回の委員会の方でお配りをさせていただきました会計年度任用制度のこの中にも記載をしております。会計年度任用制度に移行いたしましたら、一般職としての非常勤職員となるということから地方公務員法に定める服務規律というものが適用となることとなります。その内訳といたしましては、服務の宣誓、命令従事義務……。

委員（道法知江君） ここに書いてあるのを読むのでなく、もうちょっと詳しく、もう少し砕けてわかりやすく。

総務課長（岡元紀行君） 服務の宣誓につきましては、職員といたしまして地方公務員としての業務を行うということで、その地位としての職務を宣誓をしていただくというものをさせていただくもの、誓っていただくというものでございます。また、命令従事義務、これは当然上司の命によりまして業務を進めていただくのは当然であるということでございます。そして、信用失墜行為の禁止、こちらは公務員としての信頼を裏切るような行為を行ってはならないというものでございます。秘密を守る義務、こちらにつきましては職務上知り得た秘密というものは外部に漏らしてはならないというものでございます。職務専念義務、これは定められた勤務時間、勤務日におきましては業務に専念するというものでございます。政治的行為の制限、これは職を利用しての政治的な行為を行ってはならないというものでございます。争議行為等の禁止、こちらは地方公務員に課せられた争議行為の禁止事項を遵守していただくと、最後に営利企業等の従事制限についてでございます。

なお、営利企業の従事制限につきましてはフルタイム会計年度任用職員につきましては、この従事制限が課せられることとなりますが、パートタイムの職員につきましてはこの事項については適用外ということでの定めというふうになっております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） ほとんどのところが読んでいただいただけなのかなと思うのですが、本来は市民に対して全体の奉仕者となっていくといけないとか、もう大前提にあると思うのですが、そこが抜けるとその服務規律においても全てが欠けていくのではないかなというふうに感じております。

それで、最後の質問になりますけれども、人事評価は各任命権者に委ねられているということがありましたけれども、この辺の理解というのはただ文章だけではよく理解できませんので、少し教えていただければなというふうに思います。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 人事評価制度につきましては、現在も正規の職員につきましてももう既に行っている制度でございます。そちらは能力評価と業績評価の、この2つの種類に分けて実施をしております。それぞれの年度の当初にそれぞれの目標を掲げまして、それを1年間の中で実施をできたか、どうだったかというものを客観的な評価を行うというものでございます。こちらにつきましては、職員が目標を立てた上で、それぞれの所属長がその評価について確認をし、さらにはそのもう一つ上の上司の方でも当然確認をした上で目標設定ということでございます。今回の会計年度任用職員におきましても、それぞれの所属において業務を行うということでございます。その中の所属長がそれぞれの職におく年度の目標というものを設定をしていただきまして、その年間での着実な業務を推進していただくため、当然中間期等での業務の推進状況というものは確認をし、面談を行った上でその目標を管理をしていくというものでございます。これは正規職員と変わらない評価のやり方でございます。

ただ、一般職といいましても非常勤というところがございますので、その実施の方法につきましてはある程度簡易なものとしまして、その業務に影響のないような形では進めていきたいと思っております。しかしながら、年度末にその業務が着実に遂行できたかどうかというものはちゃんと評価をさせていただいて、その翌年度等への更新というものを含めました評価はしっかりとしていきたいと思っております。

ただ、細かな部分についてはこれからの設計ということになりますので、御了承ください。お願いします。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） では、もう最後なのですけれども、こういう時ですので特に正規で

あろうが会計年度であろうが、まあまあ人材育成というのがすごく必要になってくるのかなというふうに感じております。能力に合うような体制になっているかどうかというのを踏まえた上で、しっかり人材を育てていくという観点に立って丁寧な業務内容というか、市民の方たちに対応できるようにしていただきたいなというふうに感じております。先ほどの業務評価というのは、何か公表したりするということは可能なのですか。課によって公表されるとかということはあるのでしょうか。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 特に公表というところまでは、実施は考えておりません。

ただ、本人の目標を設定をして、その最終的な評価、上司の評価を得たもの、それは当然本人にお返しをして、こういった評価を行いましたと、その上で今後こういったものを頑張ってもらいたいとか、そういうものもつけ加えましての評価ということになりますので、こういったものが翌年再度任用された場合にはそれでさらに業務が効率が上がる、人材の能力が上がっていくということで、そういった効果も人事評価の一つであろうかと思っておりますので、そういったものは十分適正に進めてまいりたいと思っております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 好き嫌いとかではなくて、既にいろんな人事とか行われているのは当然だと思いますけれども、やはりその何ていうのかな、個性も生かしながら味方ばかりを集めるのではなく議論の展開というのもしながら、幅広くいろんな人を人材として育てていただければなというふうに感じております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第63号竹原市附属機関設置条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 議案第63号竹原市附属機関設置条例案について、その内容を御説明いたします。

議案書では27ページ、議案参考資料では13ページとなります。

まず、議案参考資料の13ページをごらんください。

1の提案の要旨についてでございます。

本条例案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴いまして、特別職の非常勤職員の任命要件が厳格化されること及び附属機関の明確化を図ることを目的とした地方自治法第138条の4第3項の規定に基づきまして執行機関に必要な審査、審議、調査等を行う附属機関につきまして、その設置を定めるものでございます。

2の条例の内容につきましては、行政執行に必要な審査、審議、調査を行う附属機関をここで定めるとともに、それぞれの附属機関の運営等に必要な事項、これを別表において規定をするものでございます。

なお、附属機関の組織運営、その他の必要な事項につきましては、それぞれの附属機関が属する執行機関が別に定めるものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日とするものでございます。

議案第63号については以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようでありますので、次に参ります。

議案第64号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 議案書の31ページでございます。

議案第64号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について御説明申し上げます。

議案参考資料の15ページをごらんください。

1の提案の要旨につきまして、本議案は令和2年4月1日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴いまして、会計年度任用職員制度の導入に対応するため関係条例を整備するものでございます。

改正の内容につきましては、職員の懲戒、分限の手續に関する条例、また職員の定数条例、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例など各関係条例におきまして会計年度任

用職員として対象となる範囲等に係る改正を行うほか、必要な規定を整備するものであります。

個別な説明といたしまして、1点目といたしまして竹原市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正、こちらにつきましては会計年度任用職員のうちパートタイムの職員の懲戒に係る減給、こういったものが発生した場合はその範囲を給料相当に当たる報酬とするものでございます。

次に、2点目の竹原市職員の分限方法及び効果に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の分限に係る休職、こちらの期間につきましては会計年度の任期の範囲内とするというものでございます。

3点目の竹原市単純労務に雇用される職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員のうち単純労務に従事する職員を任用する場合、その場合の給与の決定に係る規定を加えるものでございます。

4点目といたしまして、竹原市職員定数条例の一部改正につきましては、職員の定数の対象となる範囲につきましては常時勤務をする職員が対象となるものですが、期間を限定して雇用する臨時的任用される職員、こちらについては定数から除くことを規定をするものでございます。

なお、会計年度任用職員につきましては、たとえフルタイムであっても非常勤職員であることから、こちらからは定数外となるものでございます。

次に、5点目といたしまして竹原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正、こちらにつきましては会計年度任用職員につきましては勤勉手当及び育児休業から職務復帰後における号給の調整に係る規定につきましては適用の対象者から除くこと、こちらを規定するものでございます。

6点目といたしまして、語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部改正につきましては、JETプログラム参加者でありますALT、外国語指導助手でございますが、こちらにつきましては来年4月1日よりパートタイム会計年度任用職員に移行します。こうしたことから、これまでの規定であります給料を報酬に、旅費を費用弁償に改めるものでございます。

最後、7点目といたしまして竹原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法に基づきまして公表の報告対象とする非常勤職員につきましてフルタイム会計年度任用職員を報告対象とすることとします。パートタイムの会

計年度任用職員につきましては、この公表の対象の職員から除くこと、こちらを規定するものでございます。

以上の改正の施行期日につきましては、令和2年4月1日とするものでございます。

議案第64号については以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第65号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 議案書の35ページでございます。

議案第65号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その内容を御説明いたします。

議案参考資料の25ページをごらんください。

1の提案の要旨につきまして、本議案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、成年被後見人等の権利に係る制限の見直しが図られたことから、本市における職員の欠格条項を削除するとともに、令和2年4月1日から施行となります会計年度任用職員制度に係る規定の見直し、竹原市立幼稚園の廃止及び幼保連携型認定こども園の設置に伴います職務表の見直しなどを行うものでございます。

改正の内容につきまして、1点目といたしまして、成年被後見人等に係る欠格条項を削除するものでございます。

2点目といたしまして、非常勤職員の給与につきましてはその支給方法や額など、別に定めることとし、その条文を追加するものでございます。会計年度任用職員の給与に関する条例等がこれに当たるものでございます。

3点目といたしまして、本条例中の別表第2に記載ございます級別標準職務表から幼稚園教諭等の職を削除しまして、新たに幼保連携型認定こども園の設置に伴います保育教諭の職を追加するなど、必要な規定を整備するものでございます。

施行期日につきましては、1点目の欠格条項の削除につきましては公布の日とし、2点

目及び3点目につきましては令和2年4月1日とするものでございます。

議案第65号につきましては以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第66号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 議案書の39ページでございます。

議案第66号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、その内容を御説明いたします。

議案参考資料の35ページをごらんください。

本案は地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、特別職の非常勤職員の任命要件が厳格化されたことに伴いまして、この対象となる職を見直すとともに地域交流センターの主事、町並み保存推進員及びスポーツ推進委員の報酬額を改定するものでございます。

改正の中身につきまして、1点目といたしまして、地域交流センター主事及び町並み保存センターに勤務する町並み保存推進員の報酬額につきまして、これまでの月額8万7,800円を月額9万600円に改定するものでございます。こちらは広島県の最低賃金の改定に対応したものでございます。

2点目といたしまして、令和2年4月1日から施行となります会計年度任用職員制度へ移行する職等につきましては本条例の別表第1から削除するとともに、特別職の非常勤職員として任命する委員の見直しを行い、新たに別表第1のとおり定めるものでございます。また、スポーツ推進委員の報酬につきましては委員の活動実態に即したものとするため、これまでの年額報酬を日額報酬に改めるものでございます。

施行期日につきまして、改正条例案第1条の改定につきましては令和元年10月1日から適用いたします。それ以外については、令和2年4月1日とするものでございます。

議案第66号については以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと1点だけしたいと思うのですが、この最賃に関わって引き上げということ自体はその当然のことなのですけども、前から言われてたのが、今やめられた前脇本議員が、繰り返しこういった旧公民館なりこういった非常勤の方の給与の改善ということを言われていました。それで、その趣旨は何かというのは実態の旧公民館、今は地域交流センターのこの運営に当たって、そういったそこで働く館長や主事なんかの実際の勤務状況が実際には週割り当てられた時間ではなかなかこなせなくて、実際はそれを時間延長というのですか、そういうことをされていると、そうせざるを得ないということも繰り返し指摘されておりました。ですから、私今回こういう最賃に関わっての改定の際ですから、実際その割り当てられた勤務だけでは成り立たない、館の運営ができない、地域交流センターの運営ができないという状況が実際指摘されてきたわけですから、例えば1日で見ると2時間、3時間、超過勤務をせざるを得ないという実態があるならば、その分の考え方の一つなのですけれども、例えば3時間なら3時間分を最低賃金の引き上げで3時間の分を今度はそこに上乘せするというのですか、そういった実際そういうふうにやらないと最低賃金だけでの引き上げは当然なのだけれども実態に合っていないということではもう少しその実態を見た給与の改定が必要なのではないかと思えますけど、そこだけの考え方をお願いします。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 地域交流センターの主事についての御質問でございます。

こちらは本年度よりこれまでの公民館という形態から地域交流センターの主事ということで形態が変わったところでございます。その新たな制度として動き出しているところでございます。その実態につきましては今年度各担当の方でもこの勤務の実態というものは、勤務と申しますか、業務の実態、業務がどのように変わってきているかという部分を含めましての実態については検証している途中であるというふうに認識しております。そして、その今後のことでございますが、今回の改正につきましては今年度の改正と賃金が改められたことによる改正ということでございます。この職につきましては、来年度会計年度任用職員への移行となる対象となっております。その中で新たな職としての勤務については、検討はしていく対象にはなってくるかと思えますが、実際の勤務につきましては今後も中身は確認をいたしまして担当課とその内容は調整と申しますか、そういった形で

進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと再確認しておきたいのは、例えばこの地域交流センターの勤務時間、これは町並みセンターのが今推進員の時間が週24時間ということで、それを市長が割り振って6日だったら1日4時間とか、そういうことになるわけですがけれども、それが地域交流センターの分でさっき言ったような実態が合えばいいのですけれども、今まで指摘されたのが実態に合っていない、やっぱり自主的な超過勤務の仕事しているよということが繰り返し指摘されたわけですから、是非そこは実態に合ったようなこの報酬の改定ということだけは繰り返しお願いしたいというふうに思います。

委員長（今田佳男君） 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第72号令和元年度竹原市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、令和元年度12月定例会に上程いたします一般会計補正予算案について御説明をいたします。

別にお配りいたしております令和元年度12月補正予算案の概要に基づきまして御説明をさせていただきます。

それでは、この概要の1ページから御説明をさせていただきます。

このたびの補正予算案につきましては、市道忠海中学校線道路改良に必要な経費、県営急傾斜地崩壊対策事業に必要な経費などが主な内容となっております。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,040万7,000円を追加し、総額を136億8,222万7,000円とするとともに繰越明許費の追加及び道路維持補修に要する経費などの債務負担行為の追加を行う内容となっております。

歳出の補正内容につきましては、総務費、民生費、土木費、教育費において追加計上を行うものであります。

その個別の具体的な内容につきましては、3ページ以降の主な事業内容で説明をいたしますので、3ページをお開きをいただければと思います。

まず、総務費、総務一般事務に要する経費について人事給与システム改修委託料264万円の追加計上を行うものであります。

内容につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い創設される会計年度任用職員等に関する任用管理や、報酬支給等の人事給与事務を適正に行うため人事給与システムの改修が必要となり、その対応経費の追加計上を行うものでございます。財源につきましては、一般財源となります。

続きまして、中段の民生費、国民健康保険事業に要する経費及び介護保険事業に要する経費として特別会計繰出金878万4,000円を追加計上するものです。

内容といたしましては、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計の補正に伴う一般会計からの繰出金を追加計上するものでございます。

なお、各特別会計の補正内容につきましては、6ページに参考に記載をさせていただいております。財源につきましては、一般財源でございます。

続きまして、3ページ下段、民生費、一般事務に要する経費として地域介護・福祉空間整備等補助金237万9,000円を追加計上するものであります。地域介護・福祉空間整備等補助金につきましては、国の補助金を活用し高齢者施設の安心・安全を確保するため、控え壁のない老朽化しているブロック塀を撤去し、新たにフェンスを設置する法人に対して補助金を交付するものであります。交付先につきましては、グループホームゆかりの里で、この法人が実施をする事業費の4分の3を補助するものでございます。財源につきましては、国庫支出金を158万6,000円充当し、残りを一般財源とするものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

まず上段、民生費、災害救助に要する経費について、被災した家屋の応急修理費223万2,000円の追加計上を行うものであります。平成30年7月豪雨災害によりまして被災を受けた方が一日も早くもとの生活を取り戻せることを目的とし、被災した家屋の応急修理を現在実施いたしておりますが、当該修理費用が当初見込みを上回り予算の不足が見込まれるため、この不足が見込まれる予算額について増額を行うものでございます。財源につきましては、県支出金を歳出予算全額に対して充当するものであります。

次に、中段の土木費、道路整備に要する経費について、市道忠海中学校線道路改良事業費4,000万円の追加計上を行うものでございます。市道忠海中学校線整備につきましては、忠海学園の児童生徒の登下校時の安全を確保するとともに、車両のアクセス向上を

図ることを目的に現在整備を進めているところでございますが、国の交付金の枠内での事業進捗を図るため、今回増額補正を行うものでございます。また、必要な工期が確保できないことから、繰り越しもあわせて行うものでございます。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算の2分の1充当するとともに、地方債を1,800万円充当し、残りを一般財源とするものであります。

次に、下段の土木費、県営急傾斜地崩壊対策事業に要する経費について、県営急傾斜地崩壊対策事業負担金1,195万2,000円の追加計上を行うものであります。

内容につきましては、広島県が実施いたします急傾斜地崩壊対策事業に係る費用の一部を現在負担をいたしておりますが、この事業費に変更が生じたため増額をするものでございます。財源につきましては、地方債を1,130万円充当し残りを一般財源とするものでございます。

続いて、5ページになります。

教育費、一般事務に要する経費について、図書館管理運営検討事業委託料242万円の追加計上を行うものであります。

内容といたしましては、図書館サービスや資料管理など今後の運営のあり方を考察し、本市の規模に見合ったより適切な運営を行うため管理運営方針を作成するための委託費を追加計上するものでございます。こちらにつきましては、また今年度中の業務の完了が困難なことから、繰り越しもあわせて行うものであります。財源につきましては、一般財源でございます。

以上が歳出予算案の内容となります。

済みません、また1ページにお戻りください。

歳入補正の説明となります。

歳出の説明にあわせまして、特定財源については触れさせていただきましたので、個別内容については説明を省略させていただき、財政調整基金繰入金を1,728万9,000円増額し最終的な収支の均衡を図っているところでございます。

それでは続きまして、繰越明許費の補正の説明をいたします。

7ページをお開きください。

市道忠海中学校線道路改良事業、それから図書館管理運営検討事業につきましては歳出予算のところで御説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

平成30年農林水産施設災害復旧事業につきましては、工期が来年度にわたるものにつ

いて今回補正を行うものでございます。

次に、債務負担行為の補正でございます。

道路維持補修に要する経費及び樋門維持管理に要する経費につきましては、4月1日から業務委託契約を行うため年度内に入札手続が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものであります。

続いて、図書館施設管理経費につきましては、平成30年4月から商業施設に仮移転し図書館業務を現在行っているところでございますが、建物賃貸借契約が令和2年1月末で終了となるため新たな契約期間及び限度額について定めるものでございます。

以上が一般会計補正予算案の説明となります。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手をお願いします。

山元委員。

委員（山元経穂君） 12月補正予算の概要の5ページ、図書館管理運営検討事業で業務委託されるということで、これ財政課長のわかる範囲で一体どういうところへ委託しようかなというところを御説明いただければと思います。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） まず、委託先でございます。こちら株式会社図書館総合研究所といたしまして、こちら図書館業務のそういった運営のあり方を専門的に調査研究をされている事業者でございます。そういったところに第三者のそういった専門的な見地から現在行っている図書館業務を考察しながら、現在のサービスの妥当性または今後の運営のあり方ということを検討いただく中で、今後の管理運営方針というものを策定していくというような業務となります。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） これ以上は財政課長の範疇ではないので突っ込みませんが、プロの視点とか経営の視点から民間というか、そういう意味でサービスの妥当性とかあり方を探っていくのはいいのですが、本市の教育委員会とか、本市自体としてやっぱりこういうことも考えていかなければならないのではないかとはいいますが、総務企画部長の方がいいですか、その辺のところを御所見を伺いたしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 図書館の運営の中身でございますので、所管は教育委員会

ということでございますが、概要の資料でも申し上げておりますとおりサービスと現在の図書館における資料管理など、本市の規模に見合った適切なあり方というのを検討ということでございますので、先般新聞報道にも利用向上という記事も受けておりますので、よりよいものにしていきたいという観点からでございますので、そういった面も含めまして検討を行ってまいりたいというのが趣旨でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員（山元経穂君） 市の方の対応。

総務企画部長（平田康宏君） 市としては当然利用向上ということと住民サービスの向上というのもございますし、現在の位置している場所が商業施設の中で利用者も来やすい環境というのが大きいと思いますので、この図書館の利用サービス、市全体としても大変喜ばしいことでございますので、継続性というものもあわせまして繰り返しになりますが本市の規模に見合ったものというのは引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 吉田委員。

委員（吉田 基君） あその図書館を恒久的にずっとやっていこうという、それがやっぱり基本になるのですか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 当初この庁舎移転も含めまして、この公共施設ゾーンの整備の中で図書館というものの位置づけもございました。それを現在実施を一部見送っているのもございますが、その中では一旦図書館というのは仮移転という考え方で整理をいたしておりまして、現時点ではそういった方針というのは仮移転ということは現在方針としては変わっておりませんが、当然その時期というものが多少当初の計画からずれているということで、今回債務負担行為も上げさせていただいておりますが、その期間の賃貸借期間も延長させていただく中で今後の方針のあり方、図書館のあり方というのもその中でまた今後検討させていただくということになるかと思っております。

委員長（今田佳男君） 吉田委員。

委員（吉田 基君） 大体わかりました。流動的という中での捉え方で、だったら検討というのは僕も何度も図書館に行っているのですが、スペースが狭くて使い勝手が、前は階段で上がっていく高齢者の方が非常に難儀するという。いずれにしても、もしこの検討するということは将来の図書館のことも踏まえて検討するのかなと思ったりちょっとしたの

ですけど、そういう捉え方でいいわけですか。では、将来的にはまだまだいろいろな流動性があるというのも理解はできるのですが、そこら辺で捉えていくという、どんなことを検討するのかなというて、もし差し支えがなかったら細かく教えてもらえれば。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 先ほど委員おっしゃられたように、今後の図書館の運営のあり方を全般的にということではあるのですが、当然そういった中でスペースの問題というのも検討の中に入ってこようかと思えます。それから、大きな部分といたしましては、この運営形態ということはいわゆる指定管理というものもある程度視野に入れた中で今後の運営のあり方というものも方向性としてこの中で検討していくことになろうかというふうに考えております。

委員長（今田佳男君） 吉田委員。

委員（吉田 基君） 今の直営というのか、そういう形から指定管理ということを考えているということになるのですが、いずれにしても抜本的にどういうことを検討して資料がいっぱいあったりいろいろして混雑きわめているとか、資料の編さん等もあって困っているというのを聞いているのですが、方向性が決まっていなくて検討してもちょっと意味がないというのですか、二重投資というのか、経費が240万円何がしというものが、ただ指定管理するだけだったらそれはそれでいいのでないかなとか、もうあの中でどうこうしていくというてもぎりぎりの条件下で、余り一時急場しのぎ、そういう形であそこへ移転しているような気がするのですが、その点についてはどうなのですかね。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） もちろん先ほどの申し上げましたとおりスペース的な問題、また蔵書の管理の問題等々あろうかと思えます。したがって、当然指定管理もある程度視野に入れるとは申し上げましたが、それだけではなくて今後の住民サービスの図書館サービスのあり方そのものを検討する中で、そこで現在の場所が妥当なのかどうかということもそこは検討の中に入ろうかと思えます。当然最終的な庁舎も含めた公共施設ゾーンの整備というものがまだ流動的である中で、どこの場所がというところまでは特定できない可能性はございますけれども、サービスのあり方全般として、今の現状が、その中では今移動図書館というような形でバスで各市内を巡回をしているサービスもございます。そういった全てのサービスについて、今後のいわゆる竹原に見合ったサービスというのはいったいものが必要なのか、またそういったサービスをしていく上ではどういった条件が必要

なのかということ进行调查するというごさいますので、今後の方向性が定まれば、それは当然参考値という形でこの調査業務が生きてくるものであるのではないかというふうにごさいます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと今の吉田委員の質問と重複するのですが、コンパクトに聞きたいのは、今確かに市としては図書館の計画というのか、構想に近いのでしょうか、そういう計画自体はありますよね。それで、基金も積み立ててきたということで公共施設ゾーンの中の整備位置づけて今仮設というのか、仮に移動しているよという位置づけがありました。それで、この中にちょっと重複するかもわかりませんが、そういう検討する中身が、わかりやすく言えば竹原市としては図書館を建設するという計画なり構想があつて、これを確かに全体の分で言えば本来図書館をつくるという分がちょっと気になるのは、本市に見合ったようないろいろサービスとかというのがあるわけですが、ですからその今つくるよという分を検討の中には例えばそれを中断して、こういうふうな図書館のサービスとか、あとは保存がちょっと気になるのですが、その資料の保存ですよ、そこをどうするかとかというふうな、そこまで含めた検討というのは大枠で捉えていいのかどうか、ちょっと確認だけしておきたい。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） おっしゃられますとおり、サービス全般、また収蔵、かなり図書館、古文書のようないわゆる貴重な文書というものの保存もごさいます。そういった保存方法、またそれを活用するための手法、そのために必要なスペース、そういったものを総合的に検討した上での今後の図書館のあり方というものを広く検討していくための委託料というふうにご理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑ごさいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、ここで説明員入れ替えを行います。

総務企画部は退出いただいて結構です。ありがとうございました。

ここで審査の都合上、暫時休憩とします。

午前11時37分 休憩

午前11時43分 再開

委員長（今田佳男君） では、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第 67 号竹原市歴史民俗資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例案及び議案第 70 号竹原市伝統的建造物設置及び管理条例の一部を改正する条例案を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（堀川ちはる君） 議案第 51 ページ及び議案参考資料 55 ページをお願いいたします。

議案第 67 号竹原市歴史民俗資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

施設の保存、継承に係る財源を確保することを目的として、竹原市歴史民俗資料館の入館料を 100 円から 200 円に変更するものでございます。

施行期日は令和 2 年 4 月 1 日でございます。

続いて、議案 59 ページ及び議案参考資料 63 ページをごらんください。

議案第 70 号竹原市伝統的建造物設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

竹原市伝統的建造物について管理方法を見直すとともに、名称の統一化、入館料及び施設使用料区分の見直しを行うものであります。

改正の内容につきましては、3 点ございます。議案参考資料 63 ページにありますように、市の直営管理を基本とし指定管理者による管理ができることとする規定に改める。伝統的建造物の名称を文化財指定名称等に統一する。伝統的建造物の保存、継承に係る財源を確保するため入館料を変更するとともに、施設の仕様を市民ニーズに合ったものとするため施設使用料区分の見直し等を行うものであります。

議案参考資料の 64 ページをごらんください。

新旧対照表でございますが、右が改正前、第 3 条、伝統的建造物の管理は地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとするがありますが、左が改正後ですけれども、行わせることができるに改め、管理運営の業務を市の直営管理を基本とし、指定管理者による管理ができることとする指定管理者制度の趣旨に合った規定に改めるものです。

竹原市伝統的建造物旧松阪家住宅、旧光本家住宅、旧森川家住宅は先ほど説明いたしま

した歴史民俗資料館とあわせて4施設を指定管理者による管理運営を行ってまいりました。伝統的建造物としての活用の促進や収支の改善に取り組むとともに、今後予定している旧森川家住宅の保存修理に伴う休館対応等が見込まれること、また伝統的建造物の保存のあり方及び官民連携による新たな活動について再構築を進めるため、施設の保存活用方針が決定するまでの間管理運営の業務を市が直営で行おうとするものです。

なお、窓口等の日常的業務は一部委託を考えております。

次に、名称につきましては、松阪邸、光本邸、森川邸と表現していたものを文化財指定名称等に統一して旧松阪家住宅、旧光本家住宅、旧森川家住宅とするものです。

続いて、入館料及び施設使用料の区分の見直しについてです。

こちら新旧対照表65ページの下の方の別表のところでございますが、旧松阪家住宅と旧光本家住宅は入館料200円を300円に、旧森川家住宅は300円を400円に入館料を改正するものです。

次に、次の66ページですが、施設利用料に関しましては、施設利用の要望の多い旧松阪家住宅に関して、新たに施設利用料の設定を行い広く使用が可能とするものです。また、旧森川家住宅は各間ごとで細かく分けた利用料設定をしておりました。こちらを母屋北半分、母屋南半分、離れ座敷のように利用実態に合わせて改正するものでございます。

こちらにつきましても、施行期日は令和2年4月1日でございます。

以上です。

委員長（今田佳男君） これより一括して質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） それでは、67、70号の入館料等の値上げが提案されております。それで、現在の施設の歴史民俗資料館等々の入館者数と、あとその使用料というのですか、入館料というのが現在のもの聞きたいのと、値上げに伴っての収益の増というのがちょっとそれぞれ67、70号もありますからお尋ねしておきたいというのがまず最初に。

委員長（今田佳男君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（堀川ちはる君） 入館者数なのですが、4施設有料、無料合わせて平成30年度4万638人でした。入館料につきましては、平成30年度314万7,197円でございます。今年度、平成28年度から平成30年度までの3年間の平均額が約380万円でした。今回入館料の総額が1.5倍になること

から、570万円を見込んでおります。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 一つは、今の納税環境から見て、ちょっと私は意見はいろいろありますけれども、あと次の質問に入りますが、今度は70号の伝建3施設の管理方法の見直しというのがちょっと提案されて、今までが指定管理者ということで具体的な会社名は別として、委託指定管理という形で運営をされてきました。それが市の直営管理を基本として指定管理者による管理ができるように規定を改めるということで、ちょっとどうなるのかなというのがわからないのと、来年度からどうなるのかということが具体的に、これを見直した場合どうなるのかということと、あとこういう見直しに至る経過ですよ、それで、私は、今まで特に竹原市がやっている公の施設の問題をいろいろ提起してきましたけれども、とりわけ今回提案されている文化施設等の関係でいえば、そういった歴史的な文化施設の関係でいえば、確かに入館料をもらって一定の分はやってきたのだけれども、そういったことで指定管理者でやる場合は、どうしてもその指定管理者のは収益性を検討せざるを得ないということも必然的に出てくるわけですよ。ですから、今回その見直しという市の直営管理を基本とするという見直し、文化施設はそういうふうにすればいいのではないかと思ったのですが、あとは指定管理者の指定管理もできるというようなちょっと曖昧な規定があるので、確認を含めて文化施設とか福祉なんかもあるのですが、提案でいえば、本来こういった文化施設は市が直営を基本とするということに改めるべきではないのかなということについてちょっとお聞きしたいということです。

委員長（今田佳男君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（堀川ちはる君） 指定管理者制度について、まず平成15年9月に設けられた制度なのですが、その後総務省の方から平成22年に指定管理者制度の運用についてという通知がございました。指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認める時に活用できる制度であり、個々の施設に対し指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねられる制度となっているということの通知が、改めて平成22年にございました。今回指定管理者から直営に変更する理由なのですが、文化4施設について全ての建物の老朽化が進んでおります。旧森川家住宅は、歴史的風致維持向上計画において令和4年度までに保存修理事業を進めることとなっており、保存修理時においては休館での対応も

必要になってくることも考えられます。また、歴史的建造物として活用策の検討により効率的な運営やサービスの向上が図られるのではないかと考えもございます。こうしたことから、歴史的建造物の保存のあり方、官民連携による新たな活用について再構築を進めるため施設の保存活用方針が決定するまでの間、管理運営の業務を市が直営で行うこととします。ずっと直営でということだけでなく、また体制がいい感じの体制が考えられるのであれば指定管理もできるという、今回そういう条例改正にさせていただいております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 本来私の意見としては、そういう文化施設、福祉施設もですけど、そういった収益性ということを考えざるを得ないような指定管理者はちょっと無理があるということで、今回そのなぜこういう見直しをするのかというのは今限定的だというような説明がありました。

それと、次の質問に入りますけれども、一つ、こういったさっき3施設の分であれば70号議案の分であれば、区分見直しがちょっと提案されて、大ざっぱに言えば借りたい人が一つの部屋というのか、小さいところは借りる、できる仕組みが今度はここに書いてある北側、南だったかな、母屋とか母屋の北半分とか南半分とか大ざっぱで大きい分の部屋になりますよね。ですから、借りる側から見れば、1つの部屋とか2つの部屋とか、そういうのが借りれたものが、今度は一括して南とか北とかということで管理する方はその方が簡単なのかもわからないのだけど、そこでその狙いというのか、ちょっと利用者から見たらかえって今度は不便が出てきたり、今度は負担が大きくなったりということがあると思うのですが、そこはどう考えますか。

委員長（今田佳男君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（堀川ちはる君） 利用される方、各間ごとに設定したのが現実的かという、ずっと昔の建物というのは廊下というのがなくて、そのお部屋を通りながら行くというのでちょっと現実的な区分の見直しにしたということで、あと利用者さんの負担が増えるのではないかとするのは今まで使ってらっしゃったお部屋を合計した設定にしておりますので、御理解いただきたいかなと考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） どういうのですか、例えば資料の66とか67にこういう改正前と

改定後の分で利用料の分がありますけれども、ちょっと私見方がぼっと見るわけですから、右の方では母屋の12畳が1,250円、3時間までがね、というのがあって、それが今度は左の分でその一括ということになれば相当大きな負担になりますよね。だから、その分ではちょっと確かに管理する方はぼっと大ざっぱに一つというのが管理はみやすいのだけれども、利用者から見たら現実にこれだけの一つの例ですけれども、そういう1,250円が今度は4,000円幾らとかというようなところに、相当増えるということが事実ではないかと思うのです。ですから、そこはそのさっき言った廊下の区分とつながっているとかという説明がありましたけれども、利用者の気持ちがあるところが欠けているのではないかなということは気になる場所なのですけど、もう一回ちょっと最後だけ確認しておきたいと。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 今課長が御説明いたしましたように、森川家住宅はあくまでも伝統的建造物ということで、例えば市民の方が少人数で集会所としてそういった機能で使うというような実態は皆無でございます。したがって、茶会であるとか一定のイベント行事で借りられる方、その実態に合わせてどうしても南半分、北半分、離れ、こういったような実態に即した使用料の料金設定の方が例えば旧改正前で主屋、12畳、10畳、8畳、これを全て借りるということになると計算の方法もこの部屋は2時間でいいけれどもというようなことも出てくるかもしれませんので、実態に合っていなかった。ですから、改正後の大まかな区分でニーズに合った形での料金区分の見直しをさせていただいたということで御理解いただければと思います。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと利用実態の分ではいろいろ意見の違いがありますけれども、その例えばさっきの入館料の分の増は聞いたのですが、ここの分でのそういう見込みはどうなりますか。今の分から今度は区分を一括した場合は相当利用料が上がる、収益から見たら増えるのではないかなということに思いますけど、そこをちょっと。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 森川邸についてはほぼ同額の、利用面積が同じであれば増額にはなっていない部分もありますし、松阪邸については新規でこの利用料金区分を設定させていただいておりますので、今後は松阪邸の利用については純増ということになろうと思います。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今ちょっと話してたのは森川邸の方をやっていたものですから、森川邸の分でいえば12畳の分が1,250円から今度は3時間北半分になれば4,000円幾らとか、なりますよということで相当増えるのではないのかなという思いがあって一つの森川邸の例で聞きましたけども、それはわかればと思って聞きました。

委員長（今田佳男君） 今、利用実態で変わらない。

教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 済みません。もう一度66ページを見ていただくと、森川邸の改正前後がございます。主屋12畳が1,250円、これが改正後でいくと例えば主屋南半分に12.5畳とか離れ座敷、主屋南半分は6畳、6畳、8畳、7.5畳、12.5畳、12.5畳、10畳、10畳、これぐらいの規模で使われるイベントが多いので、これを今までの改正前のそれぞれの広さのお部屋を足して積み上げると7,670円になると、そういうふうに御理解いただければと思います。よろしいでしょうか。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

吉田委員。

委員（吉田 基君） 森川邸400円にしたら人が入らないようにならないか。もし入らなかつたら、また300円にするとかということも考えとって、本当にそう思うよ。

委員長（今田佳男君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（堀川ちはる君） 料金の値上げだけではないかと、私たちも考えております。料金の値上げだけではないかなと考えていまして、現在庭の方を散策はできないようにしているのですけども、庭の散策も可能であるかどうか、そういう付加価値の部分もちょっと検討してまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 吉田委員。

委員（吉田 基君） だから、400円で引けないということはいいと思うのですよ。努力してもっと見応えのある質をグレードアップしていくという、わからないことはないけど、いろんなところへ行くがそれで400円といたら、うん、ちょっともう入るのやめようと、こういうこともあるわけよ。何か所かは見るよ。もう300円ぐらいがいいのではないかなとか、ちょっとそう思ったから別にどうこうということではないのだけど、もし400円に入る人が少なくなったらまた300円にしてもいいよという、なかなか下げ

づらいただろうけど、もう試験的に400円にして、それで従来どおりの入館者があれば、俺はちょっとそう思うよ、400円だったらばたっと、値ごろ感というのほんまぎりぎりにあの、そのような気はするね。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 今、これは4施設個別の入館料ということで条例の方はなっておりますけども、運用の実態として周遊券とセット券を設けておりまして、今回値上げ分を含めて全て合計しますと1,200円になります。これまでも周遊券で旧料金体系でいくと、800円のところを600円という形で周遊券を今も販売させていただいています。今想定しておりますのが1,200円の全ての周遊券を御購入いただくと900円ということで、値ごろ感はその辺で2割強の値引きをする予定としております。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

道法委員。

委員（道法知江君） 私もちよっとその点聞きたかったんで、よかったです。JRに乗って駅でおりて、自転車を利用して散策するという方がおられるのですよ。そうすると、自転車の料金もプラスになると、この料金でいくと果たしてそれだけの魅力というものはどうなのか、施設が新しくリニューアルしたからこれだけの金額必要ですというのはわかるのですけれども、今の、果たして赤字のために金額を上げるというような表現の新聞が出ていたので、ちよっと新聞の方が先行しているし、委員会を開く前に金額も新聞の方に報道されているということで、非常に大新東さんも観光協会さんも寝耳に水だと、一切説明を聞いていない、新聞の方が先だったのだけどという不安を抱えております。そこはそこで働いておられる方たちの何人4施設に雇用されているのか、人数が把握できているのであればちよっとその辺をお伺いしたいなと思うのですけど。

委員長（今田佳男君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（堀川ちはる君） 文化4施設に関わって窓口にいてくださる方というのは10人でローテーションされていて、1人フリーの方がいらっしゃる、11名いらっしゃいます。

以上です。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 一時的にでも直営でやって、その後は先に指定管理等も考えると、それは保存や修理などが起きて整ってからということのような答弁ではなかったかなと思

うのですけれども、だとするとせめてこの5年間施設管理をお願いしていたところに一切何の話もなくというのは、本当に事実なのかどうかだけお伺いしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） まず、指定管理の更新をしないということでは、これまで海の駅、道の駅も含めて大新東が全て文化4施設も含めて管理をされていた中で、海の駅、道の駅も手を挙げなかった、我々としても去年来決算特でも御説明申し上げたように大新東、観光協会の共同体についてはいろいろ問題があるということで指摘もさせていただいておりましたので、我々としては今後指定管理でやるにしても直営でやるにしても、もう今の事業体については更新をする気持ちとしては正直ありませんでした。したがって、今回この管理条例そのものが指定管理でないとできないという管理条例になっておりましたので、今回、一般的な、市が直営で管理するのを基本として指定管理もできるという規定に直す、このタイミングにおいて指定管理を更新しないというのは、事実上、今表明させていただいているのですけれども、それについては先ほど課長が説明しましたように今後修理の予定もあって、今後の5年間、一般的な指定管理の期間5年間の中では、森川邸とかが指定管理の対象施設から外れる可能性があるからという理由が大きいのですけれども、そういう部分では、あえてそこを指定管理者に言う必要があるかどうか、委員の御意見としては素直に受けとめさせていただきますけれども、我々としてそこに配慮が足りないというのであれば、それはそうだったかもしれませんが、そこについては全く海の駅、道の駅の指定管理に手を挙げない状態から見て、おそらく文化4施設も手を挙げないだろうという見込みの部分で動いていたというのが正直ございます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） それにしても5年間というものがあって、指定管理料900万円を出ているわけですね。その間に指導したりとかがあったけれども、こういった大事な切り替えの時に一切何もないということは、大新東にしる観光協会にしる、そのところではなく、実際、先ほど、人数はどれぐらいの方が雇用されていますかと聞いたのはそこなのですけれども、やはり働いていらっしゃる方もおられるし、当然町並み保存地区の地域内においては、日本遺産のこともあるので大きくいろいろなことが少しずつでも変わるのかなといった期待感もあると思うのですね。信頼関係があって、指定管理というのをお願いしていたのかなという気はするので、ではこの5年間一体市は何をやってきたの、都合がいい時に条例改正で直営にしますよというような表現でしか見られないのはちょっと残念

なのではないかな。一切説明がないということに対して、路頭に迷う人だっているわけですから、新聞の方が先にすっぱ抜いてということになると、時々こういうことがあるので、そういう体質というものは変えていかないといけないのではないかなというふうに思うのですが、それについて。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 確かに新聞報道の部分でいくと、完全に市が直営で見直すというような、今課長が冒頭説明しましたように窓口業務を除いてということが新聞報道では欠落をしておりましたので、当然今後4施設についてもその窓口業務を含めた受付とかの、そういう業務を受けていただく業者を、今後入札なり随契で決めていくわけですから、我々としては、指定管理者が今回4施設については3度管理者が変わっておりますけれども、その都度、例えば、そこで雇用されている方が継続して雇用を、できるだけ継続雇用してくださいというような条件をつけて契約を更新してきておりますので、今道法委員の方からの御指摘については、我々も言葉足らずのところは反省をいたしますけれども、今後そのもし雇用の部分で今現在の働いている方々に不安があるのであれば、その辺のところはまた説明を十分させていただきたいというふうに思います。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 市の都合とかというような形に捉えられないようにしていくためには、やはり何らかの説明をしながらここ来るまでに、5年間のこの実態になるまでに、赤字になるまでに何らかの手だてというのはするべきであったのではないかな、指定管理ももちろんそうですよ、指定管理の方も責任がありますけれども、双方ともに市も対応するべきではなかったかなということ大いに反省していただきながら、ではこの先の5年になった時に、では今度は指定管理でお願いしますと言っても前例があるからなかなか手が挙げにくいよということにならないようにしていかないといけないのではないかな、料金上がるということも含めてより多くの方たちに理解を得ないといけない条例案ではないかなと私は思いますので、今後是非大新東、また観光協会の方にきちっとお話をさせていただきたいなというふうに思っております。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、ここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休

憩いたします。

説明員は退室願います。

委員の方は、そのまま自席でお待ちください。ありがとうございました。

続きは1時15分から、あと質疑の確認があるのと委員間討議と、それから採決というふうの流れていきます。だから、1時15分から再開ということでお願いします。

午後0時12分 休憩

午後1時13分 再開

委員長（今田佳男君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

委員及び委員外議員の方で会議規則第117条の規定に基づき委員外議員の出席要求または発言の申し出のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） なしと認めます。

ここから付託議案に関して委員間討議を行ってまいります。

これまでの議案説明、質疑、答弁を踏まえ付託議案に対する意見、今後の審査の方向性など発言のある方は挙手にてお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午後1時13分 休憩

午後1時14分 再開

委員長（今田佳男君） では、始めます。休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託議案について順次討論、採決に入ります。

なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順にとり行ってまいります。

議案第60号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第61号竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は議案第61号に反対します。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 私は議案第61号に賛成いたします。

委員長（今田佳男君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（今田佳男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第62号竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は議案第62号に反対をいたしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 私は議案第62号に賛成をいたしたいと思います。

委員長（今田佳男君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（今田佳男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第63号竹原市附属機関設置条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は議案第63号に反対をします。

委員長（今田佳男君） ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（今田佳男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は議案第64号に反対をします。

委員長（今田佳男君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（今田佳男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第65号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、これよ

り討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第66号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第67号竹原市歴史民俗資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は議案第67号に反対をいたします。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 私は議案第67号に賛成いたします。

委員長（今田佳男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（今田佳男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第70号竹原市伝統的建造物設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は議案第70号に反対をいたします。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 私は議案第70号に賛成いたします。

委員長（今田佳男君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（今田佳男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第72号令和元年度竹原市一般会計補正予算（第3号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託された議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み違いにつきましては後刻委員長において調整いたしますので、御了承願います。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後1時21分 休憩

午後1時22分 再開

委員長（今田佳男君） それでは、休憩を閉じて会議を開きます。

行政報告を行います。

竹原市防災ハザードマップの作成・配付について担当課の説明を求めます。

危機管理課長。

危機管理課長（堀信正純君） それでは、お手元の方にこのたび作成いたしました竹原市防災ハザードマップがあると思いますけれど、そちらの方を見ていただければと思います。

まず、この冊子版につきましては、12月5日の広報たけはらとあわせて各戸の方に配布しております。表紙を見ていただきますとお分かりのように、各種災害、洪水、土砂災害、ため池災害、地震、津波、高潮に対する備えや対処方法等、災害時に役立つ情報をまとめた防災ガイドと各種災害が発生した場合における危険箇所等をまとめたハザードマップで構成をされているというものでございます。

1ページの方をお開きください。

1ページ、2ページになりますけれども、1ページにおいては災害リスクへの備えとして、事前の備えというところを記載をさせていただいております。

2ページにおきましては、災害警戒レベルと、とるべき避難行動ということで、警戒レベル5段階表示ということで警戒レベル3から5につきましては市町が発令するという事になっておりますけれども、その際にどのような避難行動をとる必要があるか、またその際の市からの呼びかけの一例についてこの中で記載をしているというものでございま

す。

3ページの方をお開きください。

3ページにおいては、雨の降り方と雨量、また賀茂川の水位に関して、どのような判断や避難行動が必要になるかを記載しております。

図面の方を見ていただきますと、1メートル95センチを超える場合においては避難勧告の判断基準になるというふうなところで図示によって示しているというものでございます。

4ページをごらんください。

土砂災害から身を守るということで、土砂災害ではがけ崩れ、土石流、地すべりがありますけれども、本市においてはがけ崩れ、土石流が該当をしております。この種類と前兆現象について記載をしているというところでございます。また、土砂災害警戒情報ということで、警戒情報についてのどのような情報かということについても記載をしているというものでございます。

続きまして、5ページ、6ページの方をお開きください。

ため池災害から身を守るということで、左側のページでは4つの行動目標を、6ページにおきましては防災重点ため池一覧ということで75カ所のため池を名前と位置と表示をさせていただいているものでございます。

掲載ページについては、11ページからということで掲載をさせていただいております。

次の7ページ、8ページの方をお開きください。

洪水土砂災害ハザードマップの使い方、見方について説明をさせていただいているというものでございます。浸水想定区域でありますとか、ため池災害に関する凡例、土砂災害に関する凡例等について図示の仕方を記載させていただいております。

なお、実際のマップにつきましては、11ページから26ページにかけて各地域ごとに記載をさせていただいております。また、後ほどごらんいただければというふうに思います。

27ページの方をお開きください。

ここでは地震対策について記載をしております。地震発生時に状況に応じた行動について、また28ページにおいては揺れの感じ方や被害想定といった部分について記載をさせていただいております。

29ページ，30ページの方をお開きください。

ここでは想定される南海トラフ地震などの巨大地震における揺れやすさや液状化による危険度について，それぞれの地震ごとに図示において示しているというものでございます。

次のページ，31ページ，32ページの方をお開きください。

ここでは津波対策について記載をしております。南海トラフ地震によって津波が発生した場合に想定される浸水状況を，県の資料に基づきまして作成をしております。浸水域の考え方や避難時の注意点などについて，文言説明も踏まえ記載をしているというところでございます。

次に，33ページ，34ページをごらんください。

ここでは各地域ごと，吉名地区，竹原地区，大乘地区，忠海地区ごとに地域ごとの浸水域を示しております。

続いて，次ページの35ページ，36ページの方をお開きください。

ここでは高潮対策について記載をしております。高潮発生の要因でありますとか，どのような条件で危険性が高くなるか，また高潮浸水想定区域についての内容等を記載をさせていただいております。また，この中で平成16年の台風16号，18号による浸水実績なども記載をさせていただいているところでございます。

次に，37ページ，38ページの方をお開きください。

ここでは沿岸地域における高潮浸水想定区域と，その深さを示しているものでございます。

続いて，39ページ，40ページの方をお開きください。

ここでは防災情報の入手方法について記載をしています。避難に必要な情報の入手方法でありますとか，市が発信する防災情報，また気象情報がどのような状況で発表されるかなどについて記載をしているというものでございます。

次，41ページ，42ページの方をお開きください。

ここでは地域の役割として地域の防災活動あるいは要配慮者への支援のポイントなどにつきまして，地域の役割として記載をさせていただいているところでございます。

続いて，43ページの方をお開きください。

43ページにおいては，避難生活ということで避難所生活における心得という形で記載をさせていただいております。

また、44ページから46ページにかけては、避難所一覧ということで指定の避難所あるいは広域避難場所、事業所と協定を結んでいます協定の避難所あるいは福祉避難所の一覧を災害種別ごとの対応可能なところについて記載をさせていただいているというものでございます。

以上、防災マップについては、全体として46ページにわたる市域の全体の防災関係のハザードマップということになります。市といたしましては、地域や自身が住んでいる場所がどのような状況にあるか、また災害時にどのような行動や判断が必要になるかについて平素から考えていただく、この冊子が一助になればというふうに考えているというところでございます。

以上で簡単ではございますけれども、ハザードマップの概要説明という形でさせていただきます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

山元委員。

委員（山元経穂君） これ結構個別の中に入ってやってもいいのですかね、どうなのですか。

委員長（今田佳男君） いいです、いいです、どうぞ。

山元委員。

委員（山元経穂君） では、質疑をさせていただきます。

このハザードマップの、17ページですか、これもうひょっとして市民にももうお配りになられているので、同じような問い合わせがあったかもしれないですけど、13番指定避難所の東野地域交流センターですよね。これ昨年の7月豪雨でも大きく浸水したと思うのですが、ここが指定避難所に指定されているということについて御説明を願えればと思います。

委員長（今田佳男君） 危機管理課長。

危機管理課長（堀信正純君） 確かに委員さんが言われるように、昨年度東野地域交流センターにおいては浸水被害が発生したということでございます。

ただ、この中で避難所というのが全ての種別の災害に対応できるというような環境であればいいのですが、御存じのように全てに対応したというような形の避難所というのはなかなかないということで、今回についても東野地域交流センターを指定させていた

だいていますけれども、災害種別によっては対応ができないということがございますので、その状況によりましてその避難所を開設するか、一応指定避難所とはしてはいますが、状況に応じて開設ができる状況であるか、そういう判断をもとに開設をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 理由はよくわかりました。地震とかそれぞれ個別に応じての災害で避難所も指定していると思うのですが、ただそういう事情を、これを見た時に地域の人わかりますかね。そういうことも、何が言いたいかというのは、要はこういうことをきちんと地域の人に出前講座なり自治会を通してなり説明してあげないと逃げますよ、何も知らない人だったら多分。危険だからといって逃げた後、ではある程度浸水していて逃げ込めない、これは逃げられないでしょう。でも、逃げた後に浸水してきて悲劇的なことになったらどうしますかという話だと思うので、これはちゃんと地域の人に説明するべきではないかなと、また確かに統計をとったわけでもはかってもないので軽々なことも言えないと思いますが、去年あそこは豪雨で浸水したよねといったところに逃げたいと思うかですよ。昨今の風潮では、それは自己責任とかという話ではあるのですが、市がこうして出すものに関してはやはりきちんとした説明が必要ではないかと思いますが、その辺の所見のところをお伺いしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 危機管理課長。

危機管理課長（堀信正純君） 言われますように、避難所に対して昨年被害が生じたということで、それについてこの冊子を作成した際には十分市民とか、その地域の方で十分周知を図る必要があるのではないかとということでございます。

これについては先ほど委員の方がおっしゃられましたように出前講座であるとか、あるいは今年度から自主防災のリーダー研修等もやっていますので、いろいろまた消防団の関係でありますとか、いろんなどころの関係、防災機関も含めて周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 住民の方に、多分後からまたいろんな意見も出てくると思いますが、市民の方に住民の方にわかりやすいようなものにしていって、内容があるのだったら

これはこういうことなのだよというのが伝わるような形で、もうでき上がってしまったものですから、これから周知に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

委員長（今田佳男君） 吉田委員。

委員（吉田 基君） やっぱり避難所というたら大切なのではないかなという、これ本当の間じっくり家で見させていただきました。ここで言っているかわからないのだけど、やっぱり避難所というのはいろんな避難所があるということはようわかるし、僕は一番いつも思っているのだけど賀茂川の決壊が大規模になるのよ。もうこれ人の力ではどうしようもないという、仮の話よ。ちょっと大げさになって悪いね。その時、やっぱり避難所へ皆寝起きするようになったりする場合があるでしょう。そうすると、避難所のいわゆる一番気になるのは水とか、そこで寝泊まりする時、夏であれば冷房とか冬であれば暖房とか、ここらはやっぱり高齢者の方なんかが行く場合に大抵のところはあるのだけど、ほとんど、バンブー・ジョイ・ハイランドがないのよ、あの空調が。俺が選挙に落ちる前の年に予算つけておいたのよ、エアコンをやってくれとあって、半分補助金が出るから、やれる時にやっておこうやという、削られているのよ。それはやっぱり部長、あそこひょっとして大規模で避難する場合はほかの分散で間に合うかどうかともわからないし、これは何としてでも、もう、俺は一議員だけど、避難所として機能をしていくためにはそういう空調なんかも物すごい大事だろうと思っている。だから、何で切ったのかなと、ばかだと思っている、正直言って。いろんな財政、財政と言っているから、とにかくなくなっているのだろうけど、あそこはやっておいた方が絶対いいよ。使わなければ使わないでそれ済むのよ。ないのが一番いいのだから。必ず来るのよ、こういうのはどこかで。その時に使わないといけませんよということになると夏であれば、冬は暖房入っているのだから、何とかなるわ。怖いのは夏よ。これはお願いしておきます。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 空調ということで、昨年の災害も7月で大変暑い時期でした。実際空調のあるところとないところではかなりの差があったと思いますし、整備が必要というのは当然ございますし、本日も未明に北海道の方で震度5とかがありましたので、いつ何どき起こるかわからない災害でありますし、委員の方から常日ごろ賀茂川の決壊のことは御心配いただいて、いつもお話しいただいているのは十分承知ですし、昨年も実際もう危なかったですから、正直申しまして、過去の災害も踏まえましての対策という

ことをございますので、確かに財政的な問題ございます、市民の命にはかえられないと思っておりますので、その点は踏まえてまいりたいと思っておりますので、よろしく願ひいたします。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） これちょっと避難のところで、今賀茂川の話もあつたのですが、台風19号とかあれ見ていると、川が氾濫した時にはもうどうしようもないのですね。早目に避難していただければいいのですけども、どうも皆さん大丈夫だと思うみたいで、これ情報が耳からだけの情報なのだと思うのです。もう少し川の水位なんかをカメラで写したり、ここにはなかつた、タネットとかテレビとかみたいな書き方もしていますけども、そういったこれ39ページかな、これだと竹原市ケーブルテレビで情報発信するみたいなこと書いていますけども、それこそ国交省でないですけども、カメラいろんなどころにあるので、そういうものを活用させてもらいながら見せてもらうともう消防団で見てもあとわかるのですけど、もう危ないというのはあるのですよ、見るからに。そしたら逃げる、もう水位が上がっていますと言っても逃げなかつた。その辺、視覚も含めた情報に関してはどのようにお考えですか。

委員長（今田佳男君） 危機管理課長。

危機管理課長（堀信正純君） 委員さんが言われるように、やはり視覚といいますか、映像というような形の中で被害状況がわかるというふうなところについては、有効な手段ではないかなというふうには考えています。この分についてはタネット、一例ではありますけどタネットを活用するとか、設置で何とかそういう形で連携ができるというふうなところについては、またタネットの方と連携をとりながらできるかどうか、できるような形について検討していきたいというふうには考えています。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） この間の19号、埼玉にちょっと行ってきたのですけども、その氾濫したことがないのです、決壊したことがないのですって。そこはやられて何人か亡くなつちやつたです。市からの情報も遅かつたのですよ。それは言われてられないですよ、自分のことは自分で身を守ることをしないといけないこと。そしたら、今危ないというの見せてあげたら、逃げる方向に避難していただける方向にせめて2階とか3階とか、そういうのは自分で気がつくのではないのですか。今盛んに市が情報を出さなかつたのがいけない

みたいな裁判になったりしているのでしょうか。それはそういう見せ方だと思いますよ。だって、何百メートルか、1キロぐらい離れたらわからないですよ、川のこと。でも、そこまで竹原でも来るのでしょうか。賀茂川が決壊したら、もうここらも来るわけでしょう。それは見せてほしいのですよ、是非早い時期に。今ついているカメラなんかも国交省なんかがあるので、それも活用しながら、海のはついているよね。海の方もそうですけど、川の方も是非そういう面で見せていただけたら最低でも2階に上がってもらえるのではないかなと思うのですよ。是非お願いします。

委員長（今田佳男君） いいですか。

他に質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、行政報告を終わります。

執行部は退席をお願いいたします。ありがとうございました。

では、再開します。

その他事項に移ります。

次回委員会の開催についてであります。

竹原小学校の授業参観，ロボットを使ったプログラミング教室，6年生の講座，授業，令和元年12月19日木曜日10時40分から12時15分，ただいま説明させていただいた内容での委員会開催，視察を考えております。そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。それでは，12月19日木曜日10時40分ということで，当日は10時20分市役所玄関ロビーに集合していただいて公用車で移動いたします。通知ないので，覚えてください。ペーパー出しませんから。

委員（大川弘雄君） それは直接行ってもいいですか。

委員長（今田佳男君） それは議長にこの間伺いましたから。また定例会会期中に開催する委員会は案内文を送らせてもらっておりませんので，本日の会議をもって会議日時等のお知らせとさせていただきます。よろしくお願いします。

次に，閉会中の継続審査の申し出についてであります。次回定例会までの間当委員会として集中的に継続審査を行わなければならない事件として別紙のとおり申し出るように考えております。その他委員の方で継続審査，調査について御意見がございますでしょう

か。

山元委員。

委員（山元経穂君） ばかの一つ覚えみたいですけど、地方創生がこれから具体化されるので入れておいた方がいいのではないかなと思います。12月議会で2月ごろから出てくるはずなので。

委員長（今田佳男君） 入ってないね。

委員（山元経穂君） 4月スタートです。

委員長（今田佳男君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） では、地方創生は入れておくようにして、よろしいですか。

ないようでしたら、別紙のとおり地方創生を加えて議長に申し出ることに對して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で本日予定しておりました協議事項は終了いたしました。

その他委員の方から何かありましたら。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ほかにないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後1時46分 閉会